

保険外併用療養費(180日超入院)について

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の 15% が病院に支払われません。

従い 180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の一部が患者様のご負担となります。

当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様のご負担になります。

一般病棟入院基本料 1日につき **2,160 円** (税込)
(10対1入院基本料)

- ◇ 入院期間については、他の医療機関の入院期間を含め、継続して 180 日を超えた日から対象となります。
- ◇ 但し、厚生労働大臣が定める状態にある場合は自己負担の対象とはなりません。
- ◇ ご不明な点がございましたら医事管理室でお尋ね下さい。

令和 3 年 8 月

奥島病院